

平成29年度垂井町生活交通確保維持改善計画 に関する書面表決結果

1 表決事項

平成29年度垂井町生活交通確保維持改善計画（案）について

2 表決結果

委員数15名のうち、15名全員の賛成

○ご意見等

	指摘箇所	指摘事項	対応
1	案内文	生活確保維持改善計画は前年度の修正ではなく、毎年新たな計画を策定するものである。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条の規程に従い適切な手続を行います。
2	P 1	目的・必要性はJRの利用促進ではなく町内の交通の利用促進を書くべきではないか。	計画の記述を改めます。 (下記のとおり)

○変更箇所

	新	旧
P 1	<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p> <p>(略)</p> <p>今後、一層進展が見込まれる少子高齢化の中、地域住民の通院、買い物などを中心に生活に不可欠な移動手段として、<u>本町の公共交通基軸であるJR東海道線と接続する地域内フィーダー系統路線を整備し、町公共交通の充実を図っていくことが必要です。</u></p> <p><u>併せて、このフィーダー系統路線により、町内に存在する交通不便地域への輸送を確保し、継続的、広域的に住民の生活交通手段を提供できる環境を整えていくことを目的とします。</u></p>	<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p> <p>(略)</p> <p>今後、一層進展が見込まれる少子高齢化の中、地域住民の通院、買い物などを中心に生活に不可欠な移動手段として、<u>地域内フィーダー系統の路線を整備することが必要であり、また駅を拠点とすることで、本町の公共交通基軸であるJR東海道線の利用促進を図り、町の公共交通環境の充実を図っていくことが必要であると考えられます。</u></p> <p><u>地域公共交通確保維持改善事業について地域内フィーダー系統の路線を運行することにより本町の交通不便地域である町内全地区をカバーすることができ、公共交通網を確保維持することで、継続的、広域的に住民の生活交通手段を提供できる環境を整えていくことを目的とします。</u></p>

